

# 回 答 書

指名業者 各位

国頭村 商工観光課

課 長 前田 浩也

担当者 比嘉 善太



業務名：国頭村交通不便地域における二次交通実証事業委託業務

| 質問内容   | 回 答  |
|--|--|
| <p>1.令和6年6月10日の運行開始を目標としているが、受注者の決定及び契約締結が令和6年5月24日以降となっている。<br/>5月24日以降に受注者が決定後、ポスター、チラシ等の打ち合わせ、発注を行い納品、配布や掲示作業終了まではどうしても6月末～7月になります。<br/>6月10日からの運行は可能ですが、以前の実証実験(令和5年12月～令和6年2月)の反省点の一つとして、集客が少なかった原因として運行前の事前告知が遅かったとの指摘があり、今回もそのような状況になる可能性があります。十分な前告知をして運行は7月1日または7月20日頃から望ましいと思うがどう考えてますか？</p> | <p>1.運行開始日については、仕様書に記載の通り、6月10日運行開始を予定しています。</p>   |
| <p>2.今回は実施期間が長いので支払いを3ヵ月、もしくは2ヵ月ごとの精算は可能ですか？</p>   | <p>2.実施要領(P5.7契約③契約金額の支払方法)で定めたとおり、部分払は可能です。<br/>部分払の対象範囲、回数等については、国頭村契約規則第40条(部分払)を適用します。<br/>※添付資料参照</p> |

○国頭村契約規則（抜粋）

（部分払）

- 第40条 村長は、請負契約に当たっては、その既存部分に対する代価の10分の9、物件の買入れその他の契約に当たっては、その既納部分に対する代価を超えない範囲内で部分払をすることができる。ただし、その性質上可分の請負契約に係る完済部分にあつては、その代価の範囲内とするものとする。
- 2 前金払をしたときにおける部分払の額は、前項の規定により部分払をしようとする額から前払金の額に出来高の割合を乗じて得た額を差し引いた額とする。
  - 3 前2項の規定により部分払のできる回数は、次の各号によるものとする。
    - (1) 請負金額 150万円以上1,000万円未満 1回以内
    - (2) 請負金額 1,000万円以上3,000万円未満 2回以内
    - (3) 請負金額 3,000万円以上5,000万円未満 3回以内
    - (4) 請負金額 5,000万円以上1億円以下 4回以内
    - (5) 請負金額1億円を超えるときは5,000万円を増すごとに1回を加えた回数以内とする。